

特記仕様書

ー 共通編 ー

工事番号 水管 8-02
工 事 名 上水道施設テレメータ改良工事（その１）
工事場所 宇治市五ヶ庄高車地内ほか
工 期 契約締結日～令和９年３月１７日まで

（適用範囲）

本特記仕様書は、「上水道施設テレメータ改良工事（その１）」（以下「本工事」という。）に適用する。

（仕様書）

本工事の施工に当たっては、本特記仕様書によるほか「宇治市土木工事共通仕様書（案）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。また、共通仕様書に対する補足事項として、下記の最新版に基づき施工するものとする。

（日本水道協会）	水道工事標準仕様書（設備工事編）
（日本下水道事業団）	電気設備工事一般仕様書・同標準図
	電気設備工事必携

なお、上記仕様書に共通する項目については、上位の順に優先するものとする。

（標示板の設置）

受注者は、工事の施工に当たって工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、受注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。
記載のうち、「工事内容」、「工事種別」に関しては、以下によるものとする。

工事内容：水道施設の電気設備を改良しています
工事種別：電気工事

(標示板の記載例)

[工事標示板]

	規格・色彩等
	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青文字とする。 ・工事種別、工事内容については、表の記載例を参照のこと。 ・その他の文字及び線は白地に黒色とする。 ・緑の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cm、区画線の太さは 0.5 cm とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝剤（ソフトカバー）をつけること。

(施工条件)

既存水道施設が供用中のため、施工順序は施設の運用に支障とならないよう監督職員と協議の上、決定するものとする。

(工事着手時期)

本工事は、地元地域・施設との調整完了後に着手するものとする。着手時期は別表 1 を参照するものとし、着工日は令和 8 年 1 1 月頃（機器手配開始）を予定しているが、関連工事との調整により前後する場合がある。

(工事着手前調査)

工事着手にあたっては、事前に工事施工箇所及びその周辺にある設備・機器並びに施設の外壁・外構・排水溝等の現況を写真により記録するものとする。なお、施工着手はこの記録を監督職員に提出した後とする。

(主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間)

1. 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

2. 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務
手続、後片づけ等のみが残っている期間について

は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した
日は、検査日とする。但し、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修又は改造
を命じた場合は、その補修（改造）の完成を確認した日とする。

3. 工場製作の期間

設備機器等の工場製作のみが行われている期間については、主任技術者又は監理技
術者の工事現場への専任を要しない。但し、その期間については書面により明確にす
るものとする。

（工事作業時間）

本工事の工事作業時間は、下記を原則とする。但し、現場状況及び関係機関との調
整等によりこれにより難い場合は、監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

工事又は種別・細別	時間帯	備考
工事作業時間（昼間）	9：00～17：00 （準備時間含まず）	

（週休2日制工事及び現場閉所日について）

1. 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できる
よう工事を実施する週休2日制工事である。なお、本工事の現場閉所日は土曜日・日
曜日・祝日・夏季休暇及び年末年始とする。また、祭事等の地域の行事については極
力協力し、必要に応じて作業を休止するものとする。

2. 週休2日制工事の実施は、「宇治市週休2日制工事試行要領（土木工事）」に基づき
実施すること。

3. 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に
確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行
うこと。

なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿に
よりその理由を監督員に報告すること。

4. 予定価格には月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが
月単位の週休2日に満たない場合は、契約書第24条の規定により、各経費に乗算
する補正係数を1.00に変更するものとする。

5. 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。

6. 月単位又は通期での週休2日を達成したと認められた場合、工事成績評定において
加点する。

7. 受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第2・4土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする。

(ウィークリースタンス)

本工事はウィークリースタンスの対象であり、以下の項目について取り組むこととする。

1. 休日の翌日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
2. 休日の前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
3. 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
4. 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
5. 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
6. 打合せはWEB会議（ビデオ会議）も活用する。
7. 前号のほか、工事の労働環境改善に関わる取り組みを行う。

なお、災害対応等で緊急を要する場合は、緊急対応期間に限り、取組を不要とする。

また、工事の特性を踏まえ、取り組むことが不適当な項目がある場合は、事前に連絡を行い、受発注者間で共有する。

(工事用電力)

電力（動力、照明）を使用する費用等一切は、受注者の負担とする。仮設電源の施工にあたっては、「電気設備技術基準」等関係諸法規を遵守し、且つ、工事終了後は速やかに撤去するものとする。なお、電力設備には感電防止漏電遮断器を設置し、感電防止に努めるものとする。

(工事用水)

工事用水においては、既存施設から利用することが出来る。なお、当該施設を利用する場合は、当該施設運営管理に支障をきたさぬよう節水に努めるものとする。

(仮設物)

1. 受注者は、現場事務所、作業員休憩所、材料倉庫、営繕設備等、必要な仮設物を設ける場合は、設置位置、規模等について施工計画書に記載し提出するとともに、監督職員の承諾を得るものとする。
2. 水道施設内に仮設物を設ける場合は、「水道用地使用許可願」により許可を得るものとする。
3. 受注者は、第1項により設置する仮設物には、火災及び盗難の予防及び保安について必要な措置を施すとともに、工事件名、工期、受注者名、現場代理人氏名等を表示しなければならない。

4. 受注者は、仮設物、仮囲い等の設置に当たっては、その期間及び周囲の状況に応じたものにしなければならない。

(トイレ)

浄水場内においては、仮設トイレの設置を許可していないため、管理本館のトイレを使用するものとする。使用に当たっては、本工事現場が水道施設であることを作業員全員に周知し清掃及び美化に努めるものとし、定期的に清掃するものとする。清掃の頻度は、監督職員と協議の上、決定するものとする。

(仮設トイレ)

受注者は、浄水場以外の工事の施工に当たって仮設トイレを設置する場合は、外部から見えないよう囲い等を設置するとともに、本工事現場が水道施設であることを作業員全員に周知し、定期的な汚物の搬出、清掃及び美化に努めるものとする。

(個人情報保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めるものとする。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し目的完了後、直ちに返却するものとする。万が一、個人情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処するものとする。

(資格を必要とする作業)

資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。なお、その際は、あらかじめ資格を証明する書類（有資格者名簿）を提出するものとする。

(緊急対応)

本工事現場は運用中の水道施設であるため、受注者は、緊急異常等の発生時、作業中であっても作業を中断し、緊急対応が円滑に行えるよう協力しなければならない。

(衛生管理)

本工事の従事者は、保健所等の検査資格を有する機関の健康診断（消化器系細菌検査）を受診し、従事前検査成績書を提出しなければならない。病原体検査は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌及び腸管出血性大腸菌（O157）を対象とし、便について行うものとする。

また、最初の受診日から6ヶ月を超えて受注工事に従事する者は、概ね6ヶ月ごとに検査成績書を提出するものとする。なお、詳細は別途指示するものとする。

(環境の保全)

1. 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行するものとする。
2. 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用するものとする。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

3. 大規模な裸地の出現防止のため、段階的な工事实施や調整池（沈砂池）設置等、流末の水環境の保全を考慮するものとする。
4. 地域における伝統的祭事等の実施が円滑に行われるよう、地元等と十分に調整の上、工事を実施するものとする。

(低騒音型・超低騒音型の使用)

本工事の施工に当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づく建設機械の使用は考えていないが、現場条件により使用しなければならない場合は、監督職員と協議するものとする。ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合（受注者の都合で調達できない場合は認めない）は、必要書類を監督職員に提出するものとする。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼替えを行うこと。

(工事中の安全確保)

受注者は、共通仕様書の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、協力業者及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- 1) 建設工事の請負契約に関すること
- 2) 労働関係法令に関すること

[研修の参考とする図書等の例]

- ・建設業法令遵守ガイドライン（令和8年1月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・建設業法遵守の手引き（（財）建設業適正取引推進機構）

(建設現場における熱中症対策の強化)

「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合、労働安全衛生規則に基づき、以下の対応を交通誘導等を行う警備業従事者も含め実施すること。また、実施内容を施工計画書へ記載のうえ、事前に監督職員へ提出すること。

- 1) 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。
- 2) 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速にかつ的確な判断が可能となるよう、以下の内容の作成及び関係作業員への周知。
 - ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の連絡体制
 - ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順

なお、周知の対象は本工事現場全体とし、実施にあたっては、以下の資料を参考にすることとする。

京都府 HP リンク：建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）

(施工体制台帳及び施工体系図の記載)

受注者は、施工体系図にすべての下請業者及び警備業者を必ず記載するものとする。また、施工体制台帳には監督職員が指示する書類を添付するものとする。

(建設副産物)

本工事の施工により建設副産物が発生する場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の許可を受けた「再資源化施設」「中間処理場」「最終処分場」等に搬出するものとし、その際、必ず積載量を測定し、その資料（計量伝票等）を整理・保管しなければならない。なお、宇治市が指名停止措置等を行っている受入場所には搬出しないものとし、処分に必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

(産業廃棄物税)

平成 17 年 4 月 1 日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入された産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対し課税される。

本工事の施工により建設副産物が発生する場合、産業廃棄物税についても、処分に

必要な経費として、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

(再資源の利用及び利用促進計画書（実施書）の提出)

受注者は、下記の事項について共通仕様書の第24条「建設副産物」の8に基づき、所定の様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。なお、工事期間中は、再生資源利用及び利用促進計画書においては公衆の見えやすい場所に掲示しなければならない。

また、工事完成後は、計画及び実施状況の記録を5年間保管しなければならない。

「再生資源利用計画書（実施書）」

作成しなければならない工事	定める内容
次のような建設資材を搬入する建設工事 ① 土砂 ② 砕石 ③ 加熱アスファルト混合物	① 建設資材毎の利用量 (新材・再生材を問わず) ② 利用量の内、再生資源の種類毎の利用量 ③ その他、再生資源の利用に関する事項

「再生資源利用促進計画書（実施書）」

作成しなければならない工事	定める内容
次のような指定副産物を搬出する建設工事 ① 建設発生土 ② コンクリート塊 ③ アスファルトコンクリート塊 ④ 建設発生木材 ⑤ 廃プラスチック ⑥ 建設汚泥 ⑦ 建設混合廃棄物	① 指定副産物の種類毎の搬出量 ② 指定副産物の種類毎の再資源化施設 又は他の建設工事現場への搬出量

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用など」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としないものとする。但し、工事発

注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体などの方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (盤内機器等)	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(運搬管理表の提出)

受注者は、レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物及び建設副産物（産業廃棄物等）の運搬を行う場合、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等（以下、「伝票等」という。）を整理・保管し、ダンプトラック等1台毎の積載量等を記入した運搬管理表（宇治市ホームページ掲示）を作成のうえ、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。なお、伝票等については、監督職員又は検査員から請求があった場合は提示しなければならない。

(石綿事前調査)

受注者は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参照し、工事着手前に既存建築材料等に石綿が使用されているか否か調査し、石綿の使用の有無に関わらず、必要に応じて事前調査結果を発注者及び厚生労働省（石綿事前調査結果報告システムにて）に報告しなければならない。なお、事前調査は、必要な資格を有する者にて行い、設計図書その他書面による調査、現地での目視による調査を原則とするが、分析による調査が必要な場合は設計変更の対象とする。

(材料品質)

工事に使用する材料は、原則 JIS 規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものを使用するものとする。

(社内検査)

受注者は、発注者が指定する機器等について、原則、当該製作工場において受注者による検査（以下「社内検査」という。）を実施するものとする。

但し、汎用機器等について当該製作工場における検査・試験成績書に受注者による出来形・品質を確認した書類を添付して提出する場合は、この限りではない。

(段階確認)

受注者は、共通仕様書に定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。この際、受注者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。但し、確認の実施時期及び実施箇所は、監督職員が指示するものとする。

段階確認項目

種別	細別	確認時期	確認内容	様式
機器	社内検査	搬入前	出来形・品質	土木 16-1
	機器搬入	搬入時	出来形・品質	土木 16-1
	性能確認運転(試運転) ^{※1}	試運転時	品質	土木 16-1

※1 性能確認運転(試運転)とは、総合試運転を行わない工事の実負荷等による機能・性能確認等の試験であり、その実施内容は次による。

ア) 設備及び機器の連携運転による機能・維持管理性の確認及び調整

イ) 維持管理職員(委託業者を含む)に対する運転操作、保守点検方法の基礎的指導

(部分使用)

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が契約書第 3 3 条の規定に基づく本工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む。）を受けるものとする。

(工事記録写真)

受注者は、工事記録写真を整理編集し、監督職員が随時確認できるようにするとともに、工事完成時に提出するものとする。なお、工事記録写真の撮影は、別表 2 に準ずるものとする。

(提出書類)

1. 本工事における提出書類は、「土木工事関係書類(様式)」(宇治市ホームページ掲示)によるほか、下記の書類を提出するものとする。

提出書類	様式	部数	提出期限
週間工程表	任意様式 ^(注1)	1	週末に
材料・製品等承諾願	建築様式 1 4 ^(注2)	2	着手前
各種容量計算書	任意様式	2	承諾願と同時
各種作業計画書 ^(注3)	任意様式	2	各種作業の7日前
完成図書 ^(注4)	任意様式	1	工事完成まで

(注1) 週間工程表については任意様式であるが、監督職員が指示する項目については全て記載するものとする。

(注2) 「建築工事関係書類(施工関係)」(宇治市ホームページ掲示)を使用するものとする。

(注3) 各種作業計画書とは、仮設、撤去、切替、停電、試験、試運転、総合試運転等を示す。

(注4) 完成図書の作成については、監督職員の指示により作成するものとする。なお、完成図書の製本形式は下表によるものとする。

完成図書の製本形式

製本方法	部数	備考
工事完成図書(A4判製本)	1	1. 機器完成図 2. 施工承諾図 3. 機器取扱説明書 4. 検査試験成績書 5. 施工管理記録 6. 運転操作に関する説明書 7. アフターサービス表 8. その他 ・保証書 ・付属品一覧表 ・各種計算書 ・各種設定値一覧表 ・標準耐用年数一覧表 ・機器リスト表 ・検討書 等
工事完成図面縮小版(A3折り A4判製本)	2	
工事記録写真帳	1	
官公庁手続書類(副本)	1	
電子成果品(CD-R又はDVD-R)	1	1. 工事完成図書データ(PDF) 2. 図面データ(DWG形式)

		3. 工事記録写真 4. 官公庁手続書類データ
--	--	----------------------------

2. 工事日報は提出を必要としないが、受注者にて日々の作業を把握し記録するものとする。なお、工事状況等を確認するため監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するものとする。

3. 請負代金内訳書の提出については、仕訳書の添付は必要としないものとする。

4. 完成図書以外の提出書類の製本形式は下記によるものとする。

(1) 製本の厚さが、10cmを超える場合は分冊とする。

(2) 左右どちらからでも取り外しのできるパイプ式の厚型ファイル(A4版)とする。

(建設業退職金共済制度の提出)

受注者は、下記の書類(様式は宇治市ホームページ掲示)を発注者に提出しなければならない。

提出書類	提出時期	摘要
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実施報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期3ヶ月以上
適用標識(シール)の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が0人となる場合

(火災保険等の加入)

受注者は、工事目的物及び工事材料等を組立、火災保険等に付さなければならない。その場合、加入した保険証書の写しを監督職員に提出するものとする。なお、保険の加入時期は、原則として工事着手のときとし、終期は工事完成後の14日とする。

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(軽微な変更)

工事施工中、構造物、機械並びに電気設備等の関係で生じる機器等の位置変更、配管、配線経路の変更等の軽微な変更は、施工承諾図を提出し監督職員の承諾を得て行うことが出来る。この場合においては、設計変更の対象としない。但し、本変更の範囲は、設計の本質的機能を変えるものであってはならない。

(工事下請負)

受注者は、当市が指名停止措置を行っている第三者に対して、当市の契約についての全部若しくは一部を下請け受託させてはならない。

(一般管理費)

本工事の積算において、一般管理費のみ下水道用設計標準歩掛表 令和 8 年度 -第 2 巻 ポンプ場・処理場-の、ポンプ場・処理場施設（電気設備）編に基づき積算している。

－電気設備工事編－

(目的)

本工事は、宇治浄水場ほか上水道施設のテレメータ装置の改良を行うものである。

(工事概要)

設計図（以下、「付図」とする。）を参照し、下記の作業を行うものとする。

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. テレメータ機能増設 | 1 式 |
| 2. ルーター増設 | 1 式 |
| 3. 中央監視室 LAN ケーブル布設 | 1 式 |
| 4. 現場試験（単体調整・対向試験） | 1 式 |
| 5. 試運転 | 1 式 |

(システム設計)

本工事は、別途システム設計を積算しており、下記に示すシステム設計に係る業務を行うものとする。

	業 務 内 容
設計書類関連	1. 発注設計図書の確認、条件確認等、施設能力面より機器仕様の確認及び検討 2. 最適設計、細部計画等の立案 3. 当該施設の運転状況及び既設設備の確認 4. 施設能力面からのシステム構成、計装フロー、運転操作方案等の検討及び作成 5. ケーブル、ケーブルダクト、ケーブルラック、電線管、架台等の材料の確認 6. 上記書類の照査 7. 各種計算書等の作成（電線・ケーブル選定根拠、各種電線路選定根拠等） 8. 承諾図書の作成
設計図書関連	1. 単線結線図、システム構成図、計装フローシート等の作成 2. 施設に係る平面図等の作成 3. 機器の配置平断面図、据付図等の作成 4. 配線・配管図等の作成 5. 1～4項以外の施設に係る必要な図面等の作成 6. 上記図面の照査 7. 購入機器の図面の照査 8. 承諾図書の作成

(一般事項)

1. 本工事で製作又は購入手続きをする機器等については、監督職員の承諾を得た後に開始するものとする。なお、監督職員の承諾によって、受注者の責務（契約不適合責任等）が免責又は軽減されるものではない。
2. 各機器の操作場所及び保守点検スペースを確保するよう、機器類の配置を十分に検討すること。
3. 各機器の付属品は、仕様書に明記がなくとも、運転保守上当然必要なものは納入するものとする。
4. 仕様書及び付図に明記されていない事項でも、機器装置の構造上及び電氣的性能並びに施工上当然必要なものは、受注者の負担でこれを施工するものとする。
5. 試験・測定に使用する測定機器類は、正しく校正されたものを使用し、報告書作成時には、使用機器の型式、校正年月日、校正試験の有効期限等を記入するものとする。
6. 仕様書、付図の内容について疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、決定するものとする。

(作業上の注意事項)

作業においては、既設設備を十分に調査の上、関連設備への影響を考慮し、機能を把握した上で不測の事態が生じた時は既設に戻す等の対応を行うものとする。

作業は、1 施設または 1 対向毎に行うものとし、施設間の通信が安定した動作に至ることを確認した後、次の作業を行うものとする。また、作業完了後は、既設完成図書を実際に差替えるものとする。

(関連事業者との調整)

本工事施工に併せて、別途、通信事業者において ONU（光回線終端装置）を各施設の対象盤に設置する。通信事業者の手配及び調整は発注者にて行うものとするが、受注者は、双方の作業に支障が出ないよう、監督職員と協議を行い、実施工程を検討しなければならない。詳細は、契約後、協議の上で決定するものとする。

(テレメータ機能増設)

既設テレメータを光回線に切替えるため、テレメータ本体の機能増設を行う。作業の詳細は、個別機器仕様書（E-1）を参照し、対象施設（対向）は別表 3 によるものとする。

なお、取替後、既設通信カードについては、監督職員に返却するものとする。

(ルーター増設)

既設テレメータを光回線に切替えるため、盤内にルーター及びコンセントを増設する。ルーターは以下に指定する機種とし、コンセントについては、抜け止めダブルコンセントを使用し、電源は既設遮断器（無停電電源 AC100V）から供給するものとする。

なお、無停電電源がない施設については、監督職員が指示する既設遮断器とする。

また、ルーター及びコンセントは、盤内に DIN レールを増設し設置する。

- ・ルーター仕様

製作会社：ヤマハ株式会社

形 式：NVR510

また、回線切替時、通信事業者が設置する ONU への接続及び設定作業を行うものとし、対象盤は別表 4 によるものとする。

(中央監視室 LAN ケーブル布設)

宇治浄水場において、No. 4 テレメータ盤から各対象盤へ LAN ケーブルの布設を行うものとする。対象盤は以下によるものとし、LAN ケーブル仕様は Cat6 以上とする。

- ・対象盤

No. 4 テレメータ盤 ～ No. 3 テレメータ盤

No. 4 テレメータ盤 ～ No. 5 テレメータ盤

なお、No. 4 及び No. 5 テレメータ盤については盤内ルーターから、No. 3 テレメータ盤については、テレメータから配線を行うものとし、布設作業を行う中央監視室はフリーアクセスフロアである。

個別機器仕様書

		整 理 番 号	E-1	
名 称	テレメータ機能増設		数量	18 対向
準 拠 規 格	J I S、J E M、J E C 等関連規格			
仕 様	1. 対象施設 別表 3 参照			
	2. 作業内容			
	テレメータ機能増設（親局及び子局）			
	(1)既設テレメータ通信カード取替		一式	
	既設通信カード仕様			
	製作会社：株式会社エムジー			
	形 式：D3-LT1-N または D3-LT2			
	新設通信カード仕様			
	製作会社：株式会社エムジー			
	形 式：D3-IP1			
	(2)Interconnected WAN 回線への接続設定作業		一式	
	(3)対向試験		一式	
	付 属 品	メーカー標準品		
使 用 条 件	使用目的 施設間通信用			
	使用条件 常時使用状態	設置場所	☒ 屋外	☐ 屋内
参 考 図	☒ 有 無			
製作者指定・登録等	☒ 有 無 （仕様欄参照）			
工 場 検 査	☒ 社内（自主検査） 立会い 公的機関			
制 約 事 項	☒ 特になし 有り			
備 考	既設通信カードについては、監督職員に返却するものとする。			

工事名：上水道施設テレメータ改良工事（その１）

工 程 案

[illegible]

(別表 2)

撮影内容及び頻度

電気設備

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
機器製作写真	機器単体	組立	組立状況		組立	特に指示がある場合
		完成	完成写真		完成時	1 回
	試験	出来形	形状寸法等		検測時	必要に応じて
		品質	測定試験実施中（試験用機材）		〃	測定細別ごと 1 回
	工場試験	社内試験 工場検査	試験状況、検査状況		試験検査時	主要検査項目
着手前及び完成写真	全景着手前		電気室、発電機室、中央監視室等代表的な電気関連室、代表的な施工現場		着手前	着手前 1 回
	全景完成		同上		完成後	施工完了後 1 回
	施工部分の着手前状況		電気室、機械室、発電機室基礎等		着手前	1 施工箇所毎に 1 回
			細別ごと		〃	〃
施工状況写真	仮設設備		使用材料、仮設状況、形状寸法、管理状況		施工前 施工後	1 施工箇所毎に 1 回
	設計図書との不一致		設計図書と現地との不一致状況		発生時	必要に応じて
	既設設備		増設部の既設状況		施工前	1 施工箇所毎に 1 回
	段階確認		品質確認状況、出来形確認状況		施工後	段階確認毎
	検査等		各種検査等の実施状況		検査中	検査毎に 1 回
安全管理写真	安全管理		工事標示板、労災保険、建設業許可書、建退協制度適用事業主現場標示板、施工体系図等の設置		設置後	種類毎に 1 回
			防護施設、安全標示施設、事故対策施設等の設置状況		〃	〃
			安全訓練、安全教育等の実施状況		実施中	実施毎に 1 回
使用材料写真	資材・機器の搬入		機器搬入に要する建設機械、仮設設備の設置状況		搬入前	1 施工箇所毎に 1 回
			仮置き、搬入状況		搬入中	〃
	資材		搬入状況	資材の規格・表示マーク、寸法（長さ、幅、径等）、数量等	搬入時	資材毎に 1 回
			保管状況		施工中	月 1 回程度

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
品質・出来形管理写真	共通	あと施工アンカーボルト	施工状況	径、穿孔長、孔内清掃、挿入深さ等	施工中	施工箇所毎に1回
		発生材	発生材の整理・集積・搬出の状況等（搬出業者名がわかるもの）	発生材の名称、数量、規格等	搬出前	細別毎に1回
		障害物	形状・寸法等、工事目的物と障害物との関係		発生時 施工中	必要に応じて
		各種試験	各種試験（検査）の状況等	各種試験結果、試験用機材等	試験 検査時	測定、試験（検査）細別毎に1回
		その他	施工完了後確認し難い箇所		施工中	必要に応じて
	土工事	地中電路及びマンホール等	掘削・砂敷・埋設・締固め等の施工状況	掘削深さ・巾、砂敷詰め深さ・巾（下部、中間部、上部）、発生土埋戻し深さ等	〃	施工箇所毎に1回
			全景写真	施工状況	〃	施工前後と途中に必要に応じて
	マンホール・ハンドホール築造工事	基礎部	施工状況	砕石厚・寸法、捨てコンクリート厚・寸法等	〃	施工箇所毎に1回
		築造部	・現場打ちマンホール配筋・型枠・コンクリート打設等の施工状況 ・組立式マンホール搬入・組立・防水処置等の施工状況	・現場打ちマンホール配筋径・ピッチ・カブリ、寸法、鉄蓋取付け枠のアンカーボルト、電線路貫通部、仕上がりGL、防水モルタル仕上げ（内面、首部）等 ・組立式マンホール寸法、鉄蓋取付け枠のアンカーボルト、電線路貫通部、仕上がりGL、防水モルタル仕上げ等	〃	〃

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
品質・出来形管理写真	コンクリート工事（ピット築造工事、盤・機械基礎等）	地業工事	砂利・砕石締め固め等の施工状況	砕石厚・寸法、捨てコンクリート厚・寸法等	施工中	施工箇所毎に1回
		鉄筋工	配筋等の施工状況	配筋径・ピッチ・カブリ、寸法、基礎ボルト・あと施工アンカーボルト等	〃	〃
		コンクリート工事	コンクリート打設（内部振動機による締め固め状況）、金ごて仕上げ・養生等の状況等	スランptest、強度試験等	〃	〃
		モルタル工事	目荒し、接着剤塗布の状況等	仕上がり厚等	〃	〃
		型枠	内面コーティング材の使用状況	寸法等	〃	〃
		縁金物	水平・垂直確認、取付け等の施工状況等	取付け配筋の径・ピッチ、あと施工アンカーボルト等	〃	〃
		防塵塗装	塗布面のクラック補修・塗布の状況等	塗布量・回数等	〃	〃
	電線路工事	ラック工事	振れ止め防止処置、セパレータ取付け、エキスパンション部の取付け、ボンディングアース、配線種別表示の状況等	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト等	〃	〃
		ダクト工事	点検口の位置関係、セパレータ取付け、エキスパンション部の取付け、ボンディングアース、配線別表示の状況等	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト等	〃	〃
		バスダクト工事	セパレータ取付け、エキスパンション部の取付け、ボンディングアース、配線別表示の状況等	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト等	〃	〃

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
品質・出来形管理写真	電線路工事	アクセスフロア工事	支持脚接着剤塗布、縁金物・ボード一部のクッション材等の施工状況	アクセスフロア据付高さ等	施工中	施工箇所毎に1回
		防火区画工事等	防火区画処理等の段階毎の施工状況等	寸法、充填材量、認証マーク貼付等	〃	〃
		隠ぺい配管工事	布設等の施工状況	支持及びボンディング、鉄筋への結束等	〃	〃
		地中配管工事	管末防水処理、防食処置、異種管との接続、埋設標柱・導入線・末端部のキャップ等の施工状況	離隔、埋設シート布設深さ等	〃	〃
		露出配管工事	敷設等の施工状況	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト、ボンディングアース、プルボックス水抜き穴等	〃	〃
	配線工事	延線	使用機材の状況、延線状況		〃	〃
		電線類の接続	端末処理の状況（高圧・低圧ケーブル）、負荷への接続状況、盤内整線状況、引込み部及び配管端のシール状況等		〃	〃
		ラック上の敷設	離隔、結束、整線等		〃	〃
		ダクト内の敷設	同上		〃	〃
		ピット内の敷設	離隔、結束、整線、接地線種別、表示札の取付け、セパレータ取付け、ボンディング等		〃	〃
		マンホール・ハンドホール内の敷設状況	余長・整線状況、行先表示札等の状況		〃	〃
	架空配線工事	建柱、張架	埋設、支線の施設、延線、強電線弱電線の離隔の施工状況等	電柱支柱の根入れ深さ、根かせ・ステーブロックの埋設深さ等	〃	〃

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
品質・出来形管理写真	接地工事	銅板、銅覆銅棒	施工状況	極上端の埋設深さ、極間の離隔、極と接地線の接続、接地線埋設深さ、地下・地上部保護管長さ、接地抵抗値、接地極埋設標等	施工中	施工箇所毎に1回
		ボーリング	施工状況、掘削機の設置・撤去の施工状況等	ビット径、掘削深度（ロット本数と電極本数）、電極最上部埋設深さ、接地抵抗低減剤量（袋数及び空袋数）、電極と接地線の接続、電極最上部の埋設深さ、接地線埋設深さ、地下・地上部保護管長さ、接地抵抗値、接地極埋設標等	〃	〃
	溶接工事	溶接	素地調整（ケレン）から仕上げまでの各工程、火災防止の施工状況等		〃	〃
	塗装工事	塗装	〃		〃	〃
	機械配管工事	機械配管据付	水・油・ガス管接合用シール材、排ガス管の断熱材、固定金物、天井・床・壁貫通処置、耐震補強等の施工状況	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト、耐圧・気密試験等	〃	〃
	機器据付工事	機器の据付等	段取り、取付け、水平・垂直の確認、引込み口の小動物等侵入防止等の施工状況	ベース・母線等の締付トルク、機能増設の前後、少量危険物との離隔等	〃	〃

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
品質・出来形管理写真	その他工事	盤等架台の据付等	段取り、取付け、水平・垂直の確認等の施工状況	あと施工アンカーボルト、調整ライナー、ベースの締付トルク等	施工中	施工箇所毎に1回
		防波管等の据付	固定金物、排泥部等の施工状況	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト、通水穴の大きさ・方向、水位計落下防止等	〃	〃
		壁貫通工	鉄筋等の探査、工法、躯体鉄筋の状況、耐震補強等		〃	〃
		機器まわり等の防水・防湿・開口部処置	シーل、水抜き穴、開口部処置等の施工状況		〃	〃
		その他	監督職員が特に指定する撮影対象		〃	その都度
建設副産物写真	運搬状況		積み込み状況、土の状態（建設発生土の場合）、運搬車両のナンバープレート等を入れる。但し全車両の必要はない		運搬時	各種類につき1回
	運搬経路		主要な交差点や幹線道路等が確認できるようにする。		〃	〃
	現場内利用状況		工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れる。		施工中	〃
	工事間利用状況		搬出側工事現場と受入側工事現場を撮影する。工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れる。		施工中	〃
	ストックヤードの状況		利用状況		施工中	〃
	受入地の状況		受入先の現場状況		運搬時	〃
	再資源化処理処分施設の状況		施設名称看板等		運搬時	〃
	最終処分場の状況		施設名称看板等（直接最終処分する場合に限る）		運搬時	〃
	現場内での分別状況		現場内及び現場事務所等における建設発生土、建設廃棄物及び一般廃棄物の分類状況や収集状況		施工中	〃
	再生資源の利用状況		再生資源の種類がわかるように撮影する。なお、他の工種で撮影した場合と重ねることができる。		施工中	〃

写真 区分	細別	撮影内容		撮影時期	撮影頻度
		状況写真	確認写真		
災害 写真	災害及び事故	工事中の災害及び事故が発生した場合の 現状及び復旧状況等		発生時	必要に応じて
	補償関係	被害又は損害状況		〃	〃

テレメータ機能増設(E-1) 対象施設 (対向)

対向	TM親局設置側施設 () 内は盤名称※宇治浄水場のみ	TM子局設置側施設
1	広岡谷ポンプ場	須留配水池
2	宇治浄水場 (No. 3テレメータ盤)	金井戸ポンプ場
3	宇治浄水場 (No. 4テレメータ盤)	明星町ポンプ場
4	明星町ポンプ場	明星町配水池
5	宇治浄水場 (No. 5テレメータ盤)	炭山中継ポンプ場
6	炭山中継ポンプ場	炭山中継調整池
7	炭山中継ポンプ場	二尾圧力調整池
8	二尾圧力調整池	二尾配水池
9	宇治浄水場 (No. 5テレメータ盤)	笠取第1中継ポンプ場
10	笠取第1中継ポンプ場	笠取第3配水池
11	笠取第3配水池	笠取第4配水池
12	宇治浄水場 (No. 5テレメータ盤)	笠取第2中継ポンプ場
13	笠取第2中継ポンプ場	笠取第4ポンプ場
14	笠取第4ポンプ場	笠取第5配水池
15	笠取第5配水池	笠取第2配水池
16	笠取第2配水池	笠取圧力調整池
17	宇治浄水場 (No. 5テレメータ盤)	池尾浄水場
18	池尾浄水場	池尾配水池

ルーター増設(E-2) 対象盤

面	対象施設	盤名称
1	宇治浄水場	No.4テレメータ盤
2	宇治浄水場	No.5テレメータ盤
3	広岡谷ポンプ場	テレメータ盤
4	須留配水池	テレメータ盤
5	金井戸ポンプ場	計装テレメータ盤
6	明星町ポンプ場	計装盤
7	明星町配水池	計装テレメータ盤
8	炭山中継ポンプ場	計装テレメータ盤
9	炭山中継調整池	中継配水池計装テレメータ盤
10	二尾配水池	計装テレメータ盤
11	二尾圧力調整池	計装テレメータ盤
12	笠取第2中継ポンプ場	計装テレメータ盤
13	笠取第4ポンプ場	計装テレメータ盤
14	笠取第5配水池	計装盤
15	笠取第2配水池	計装テレメータ盤
16	笠取圧力調整池	計装テレメータ盤
17	笠取第1中継ポンプ場	計装テレメータ盤
18	笠取第3配水池	計装テレメータ盤
19	笠取第4配水池	計装テレメータ盤
20	池尾浄水場	計装テレメータ盤
21	池尾配水池	計装テレメータ盤